

第8章

クウェートの市民社会と経済 ——分配国家からふつうの国へ——

はじめに

1991年、湾岸戦争の終結とともに、クウェートは戦後復興という歴史的な課題にとりくみはじめる。だが、油井火災等イラクの占領によってもたらされた、さまざまな物的被害、また多国籍軍への戦費負担など復興には多くの障害がたちはだかっていた。

1991年11月6日、ブルガーン油田で油井火災鎮火記念式典が開催され、ジャービル首長が最後の油井の火を消した。このことはクウェート復興を内外に印象づける象徴的な儀式でもあった。この後、クウェートはOPECの特例による恩恵を利用しながら、急速に石油部門を回復させていく。けれども、その道のりはかならずしも順調とはいえない。油井火災鎮火だけでも10億2800万ドルがついやされ、社会基盤の破壊などイラクの侵攻による総被害額は750億ドルにも達すると推定されている。戦後、海外に避難した人たちの帰還にともない、一時的な不動産・建築ブームがみられたが、しょせん一過性のできごとにすぎず、「復興特需」によって底上げされた成長は1992年にはまたたく間に終息していった。

経済のスランプと対照的に、めざましい動きをみせたのが、1992年10月の国民議会選挙に象徴される民主化の進展である。この選挙では反政府、非政府派が議席の過半数を占め、1986年の前議会閉鎖以来、政府および首長家が

ふるってきた強権を大幅に制限することになった。立法府である国民議会の再開は政治的には1989年末にはじまった民主化運動の結晶であり、それ自体クウェート国民にとって歓迎すべきことであった。だが、この議会には誕生のそのときから政府との対決姿勢がインプリンティングされており、報道の自由化とともに、こうした民主化の流れが逆に行政府の仕事を阻害するひとつの要因となったのは否定できないであろう。

第1節 国民議会の再開

クウェートの国民議会は湾岸では唯一の立法権をもった議会であり、歴史的にみても政府の御用機関であったことは一度もない。それゆえに1963年の最初の議会以来、1976年から81年、1986年から92年と二度にわたってときの首長の命令により解散・閉鎖の憂き目にあっている。もちろん、政府と対立しているからといってクウェート議会を歐米や日本の議会と同一視することはできない。クウェートでは選挙権・被選挙権とも一握りの男性市民にしか賦与されていないし、政党の存在すら認められていないのである。これらは民主主義の常識からいえば、大きな欠陥といわざるをえない。選挙の結果は、選挙権のない大多数のクウェート市民の声を正確に反映しているわけではないのである。しばしば誤解をされているが、外国人労働者はけっして2級市民ではない。2級市民とはこの文脈では「選挙権を有していないクウェート人」をしており、正式には「帰化クウェート人」と呼ばれる。他のアラブ諸国や南アジア、東南アジアから出稼ぎにきた外国人労働者はこの場合も、そしてそれ以外のほとんどの場合も政治的にはアウトカーストの存在なのである。

たとえ国民議会と政府の対立が一部特権階級の政府に対する不満にすぎないにしても、国民議会がつねに政府と一線を画す存在だったことは厳然たる事実として認めるべきである。また、クウェートの一般市民の多くが、選挙

権をもっていようが、もっていまいが、政府の禄をはむ国家公務員だということも忘れてならない。政府の政策には反対していながら、実はみずからがその政策を立案・実施する側に立つ。このことが、クウェートにおいて市民と政府の関係をより複雑にする、ひとつの要因であったといえよう。

湾岸戦争終結後の1992年10月、86年以来閉鎖されていた国民議会が復活した。⁽¹⁾議会の過半数はいわゆる反政府、非政府勢力が占め、しかも、政府が反政府勢力のなかから閣僚を選ばざるをえなくなるほど、その勢いには目をみはるものがあった。⁽²⁾政府と議会の対立は政治的な問題にとどまらずきわめて多岐におよぶ。湾岸戦争後の新国民議会だけをとってみても、次のような対立点が浮かびあがってくる。

1. 政治

(1) 憲法第2条改正問題

これは簡単にいってしまえば「シャリーアは主要な法源のひとつ」という憲法第2条の条文を「シャリーアは主要な法源」、あるいは「唯一の法源」とあらため、イスラーム法の地位を上昇させようとする動きである。新議会で多くの議席を獲得したイスラーム系議員からの要求が強い。政府はこれに対してはかなりの抵抗を示している。その意味では政府は、どちらかといえば、リベラルな立場と分類できよう。宗教と政治の関係についてはこのほか女性のベール着用問題、慈善団体の寄付行為の問題などがあげられる。いずれの場合にも政府は宗教的傾向を弱めようとする立場に立っており、議会あるいは宗教色の強い学生組合などからは大きな反発を受けている。

(2) 選挙法改正

従来クウェートでは1920年以前にクウェートに居住していたもの、およびその子孫のみに、選挙権が与えられていたが、この幅を拡大しようとする動きがある。この問題は国籍法の改正や女性の政治進出の問題と密接に関連す

る、かなり深刻な問題である。政府・議会とも大筋では一致しているが、細部に関しては、意見の相違が少くない。また、新議会発足当初には女性への選挙権の賦与が少なくとも外野席を中心に取り沙汰されていたが、イスラーム系議員からの反対もあり、現在はあまり話題にのぼらなくなっている。

(3) ビドゥーン問題

ビドゥーンとはクウェートに居住する無国籍者を指し、多くはイラクやサウジアラビアの部族出身である。その数は10万人を越えており、おもに軍や警察に就職していたため、治安や安全保障の点からもかれらにクウェート国籍を賦与するか、あるいはクウェートから追放するかで、議論になっている。この問題の早急な解決は議会・政府とも公言しており、ここ数年中に何らかの決着がはかられる可能性が高い。

(4) 人口問題

外国人が人口の過半数を占めるという異様な現状を是正しようとする動きはクウェートにおいてはある程度のコンセンサスを得ているといつていいだろう。ただし、その割合をどれぐらいにするのか、あるいはその場合の経済や社会への影響という点では意見の食いちがいがみられる。ただし、いずれにせよ、いちばん重要なのはほんとうに実行できるかどうかの問題であろう。たとえ、政府・議会が一致して目標を設定したとしても、とくに経済効率を重視する民間部門がすなおにこれにしたがってくれるのか、いささか疑問である。

(5) イラク問題

外交での最大の懸案はいぜんとしてイラク対策である。とりわけ湾岸戦争時の行方不明者、戦争捕虜解放は本音はともかく建前上はつねにクウェート外交の最重要課題であった。またヨルダン・イエメンなど「旧敵国」との和解も宿題として残されている。けれども、外交面では政府も議会もほぼ一致

しているといえよう。すなわち、イラクに対しては強硬、旧敵国との和解にもきわめて慎重という立場である。しかし、国内問題でいえば、湾岸危機・湾岸戦争の責任追及問題が国民議会を舞台に展開されている。とくにイラク軍の侵攻を予想できず、簡単に占領を許してしまった当時の政府の責任を追及する声はいぜん議会では根づよい。1990年8月の時点では議会は閉鎖中で、議員の大部分はこれに関して手を汚していないからだ。議会は、議会内に真相究明委員会を設置して、サアド皇太子兼首相ら当時の政府首脳の責任を追及している。

2. 経済

(1) 不良債権問題

不良債権処理はクウェートがかかえる経済問題のうちでももっとも解決困難なものひとつである。1982年スク・マナーフの非公式証券取引所における大暴落に端を発した事件は、ようやく1993年8月31日、国民議会が議会の経済財政委員会案に若干の修正をくわえて採択した法律第41号で、ある程度の決着をみた。対象となる不良債権は約60億クウェート・ディーナールといわれ、クウェート経済再建にとって巨大な障害となっており、法律がつくられたにもかかわらず、実施の細部でもめており、いぜんとしてこの問題をめぐり政府と議会、また議会内の対立はつづいている。⁽³⁾

(2) 不正投資事件

湾岸戦争後の議会再開と報道の自由化は次つぎと政府要人や首長家をまきこんだ不正や醜聞を暴いてきた。スペインを舞台にしたクウェート投資事務所KIOの不正投資および公金横領事件はとりわけ派手なスキャンダルであった。アリー・ハリーファ元石油相ら政府要人やスバーフ家の関与が取り沙汰され、1993年1月に議会で公金保護法案が可決された。それによれば、公金を横領したものには最高無期懲役が科されるほか、議会付属の会計監査

機関に国公営企業・基金および政府投資が資本全体の25%をこえる企業を監視する広範な権限が与えられる。スペインでの不正投資事件については、議会で詳細な報告書が作成されている。⁽⁴⁾さらにこれに関連した展開として、閣僚弾劾法の問題があげられる。クウェートには閣僚、より明確にいえばスバーフ家をまもるための閣僚弾劾法があり、この法律では閣僚は一般刑事法廷ではなく、特別法廷で裁かれることになっている。議会側は何とか旧閣僚やスバーフ家の間を一般刑事法廷に引きずり出すよう動いているが、政府はその動きに抵抗している。

(3) 財政問題

クウェートは1995/96年度予算で約13億2000万クウェート・ディーナールの赤字を計上しており、この数字はGDPの実に18%に相当する。赤字財政の主要な原因はむろん湾岸危機・湾岸戦争にかかる経費である。湾岸戦争の経費負担、油井修復費用、武器購入費等、政府支出は膨張する一方である。これに対し石油収入は、破壊された施設の修復は順調に進んだものの、原油価格の低迷のため、思ったほどのびず、また投資収入は投資政策の失敗や担当者の不正行為の発覚などにより惨憺たるものさまであった。現状ではクウェートはこの赤字を資産の食い潰しで補っているにすぎない。1995年10月9日、サアド皇太子兼首相は記者会見の席上、「わたしは、アッラーが望むなら、遅くとも3、4年内に赤字を解消できると楽観視している。支出の項目を見直し、優先順位をつけ、プロジェクトによっては後回しにするものも出てくる。こうすればきっと大丈夫だ」と語っている。だが、ことはそう単純ではない。

第2節 財政赤字

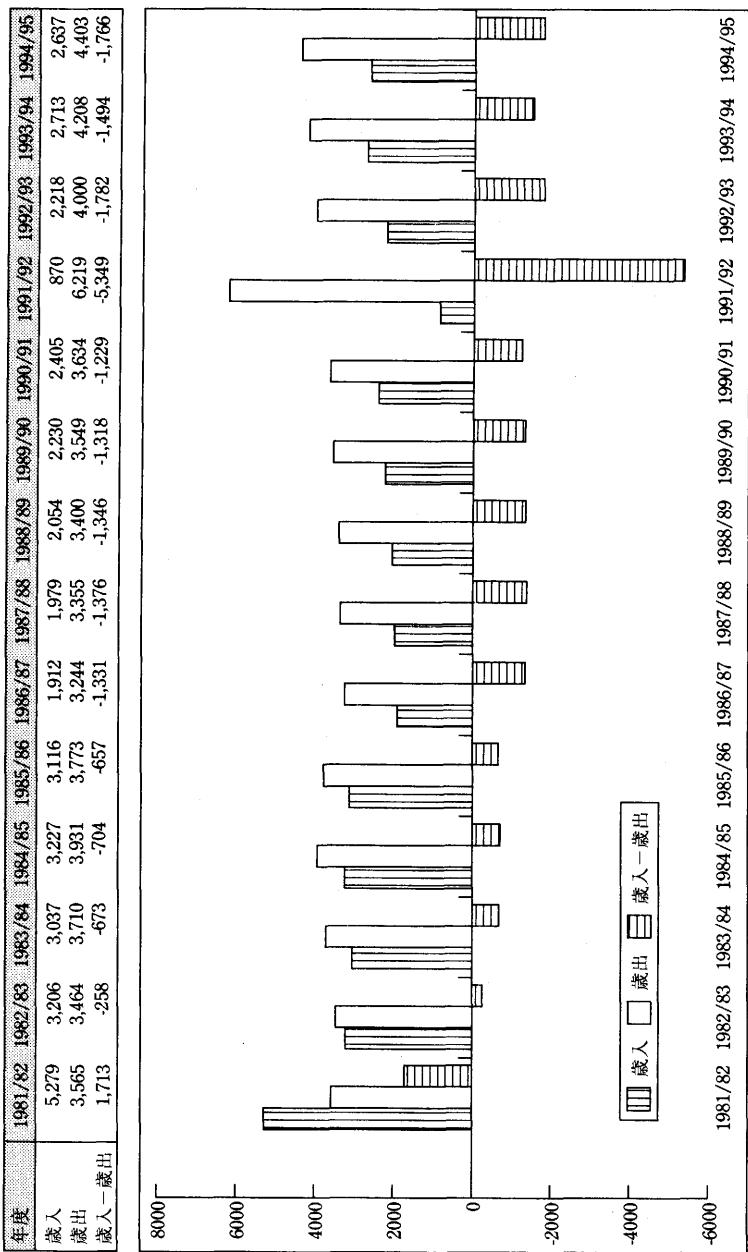
クウェートの財政問題はごく簡単にいってしまえば、経済のリストラ、民

営化、脱石油の問題に収斂できる。極端な石油依存、肥大した政府部門を特徴とするクウェート経済にとってはきわめて根の深いテーマである。上にあげたクウェート社会が現在かかえている、さまざまな問題の多くとも直接間接に連関しており、クウェート経済の将来さえ決定的に左右する可能性もある。

財政赤字、およびその対処法をめぐる政府と議会のやりとりは政府と議会の関係を典型的に象徴している。その議論のプロセスはクウェート社会の問題点を非常に鮮明に浮かびあがらせてくれるのみならず、クウェートの経済における政策決定と実行のプロセスを解き明かしてくれるだろう。

クウェートの財政が火の車であることは否定できない事実である。1982/83年度予算以来すでに10年以上国家財政は赤字をつづけている。しかも赤字幅は減少するどころか増加傾向さえみせている。湾岸危機・湾岸戦争はこの情況をさらに悪化させたといえる（第1表）。

湾岸戦争後のクウェートの経済情勢については一般的に共通した見かたがある。まず第1にクウェート経済が戦前以上に極端な石油依存になっていることである。歳入の90%が石油からきているのは戦前と大差ないが、石油価格の低迷が状況をまったく異なるものにしている。中期的にみれば、アジア諸国において石油需要がうわむくと見込まれることから、石油価格は徐々にあがっていくと予想される。だが、たとえそうであっても、第一次石油ショック時代のようなとてつもない増収は期待できない。実際、第二次石油ショックのときの教訓はクウェートだけでなく、他の産油国も充分身にしみているはずだ。すでに石油が政治商品から市場商品へと零落してひさしく、OPECおよびその中心メンバーであるクウェートやサウジアラビアなどにも昔日の豪腕はみられなくなった。石油という単品産業を国家経済の基本にすえているかぎり、経済は市場の影響をもろにかぶり、きわめて不安定なものにならざるをえない。石油収入が今後もクウェート財政の根幹をなしていくことはいうまでもないが、恒常的な右上がりの増収が期待できないとすると、最低限人口の自然増加に対処しながら経済を発展させるためには、何らかの措置をとる必要が出てくる。

第1表 クウェートの国家予算
(単位 : 100万KD)

(出所)

報道等をもとに筆者が作成（なお数字はすべて予算レベル）。

財政赤字が火急の問題であることは、湾岸戦争前も後も、また政府においても議会においてもほぼ一致した認識であり、すでに湾岸戦争以前から財政赤字解決のためにさまざまな方策が講じられている。財政赤字の原因自体は基本的には石油収入の低迷と政府部門の肥大化にあることは間違いない。ここから出てくる結論は当然、石油の増産か政府支出の削減、あるいは石油以外の収入源の確保である。石油の増産は結果的にイラクの侵攻という最悪の事態を招いてしまった。石油が安定的な歳入源となりえないとなると、残された方法は政府支出の削減と非石油収入の増加しかないことになる。

政府は従来新しい公共事業をひかえ、人件費の安い外国人労働者を雇用したり、費用が少なくてすむ外国企業に発注したりといふ、どちらかといえば、小手先の措置に終始していた。また、政府は1987年には湾岸諸国でははじめて国債を発行している。これもまた抜本的な方策とはいがたい。しかも、外国人労働者の雇用は労働力の自国民化政策と矛盾し、外国企業の優遇は地元企業を弱体化させる危険をともなっていた。根本的な財政支出削減のためにはどうしても歳出・歳入のシステムそのものにメスを入れる必要があるのである。

そこで登場するのが公共サービスの有料化（あるいは値上げ）、さらには税金の導入である。しかし、この問題は高度福祉国家としてのクウェートの性格そのものを本質的に変えてしまう可能性をはらむ。

クウェートは石油の発見以後、石油という禁断の果実を効果的に利用して豊かさ、高福祉、無税という相矛盾する理想をまるで手品のように実現してきた。豊かさにかけりがみえてきた、その時期に、高額の公共サービス、税金を導入することは、クウェートが実現した「分配国家」（rentier state）という理念を根底から覆すことになりかねないのである。

この論議が大きくとりあげられたのは1986年が最初であるが、このときは結局、国民議会からの猛反発にあって、政府はこの政策を放棄してしまった。ジル・クリスタルはこの情況について、次のように説明している。

国民に対して課税できないというのは他の産油国でも共通の問題である。これは、行政機構が石油の結果形成されたものであり、人数はたくさんいっても比較的融通がききづらく、また非効率だという事実に由来する。なぜならクウェートの行政機構はもっとも簡単な国家機能、つまり歳入の分配を行なうためにつくられたものだからである。この国家機能は、歳入をあつめることとちがって、ほとんど国民側からの反対をまねかれない。だが、⁽⁶⁾結果的には、必要なときに税金を徴収することができなくなる。

第3節 民営化委員会と世界銀行

湾岸戦争後のクウェートの財政状況はけっして明るいものではない。旧来の問題点はほとんど手つかずで放置されたままだし、これに新たに戦費負担や復興経費などの難問がのしかかってきた。事態はより深刻になったといわざるをえない。クウェート政府もこの財政赤字問題を非常に重視している。早くも解放後半年あまり、まだ復興がようやく軌道にのりはじめた段階で、少なくとも解決にむけた意気込みだけはしめしている。典型的な例が1991年11月に財政省に設置された「民営化委員会」である。これは同年10月、民営化について調査する委員会を財政省におくとの法令を内閣が発出したのをうけ設置されたもので、アブドゥルムフセン・ハニーフ財政次官を長とし、財政省、計画省、中央銀行、投資庁の関係者で構成されていた。また1993年5月にはこれに保健省、通信省、電気水省からもメンバーがくわえられた。このような委員会が設置されたことからも、クウェート政府が財政赤字解消のためのもっとも有効な手段のひとつとして「民営化」の可能性を真剣に考慮していたことがわかるであろう。

民営化委員会はクウェートにおけるアドバイザーとしてGulf Investment Corporation (GIC)を、また国際コンサルタントとして世界銀行を指名し、クウェートにおける民営化について調査させている。

世界銀行は22人からなるチームをクウェートに派遣し、クウェート政府からの要請である民営化に関する調査を行なった。第1回目は1993年の5月1日から27日で、その後第2回目が6月、第3回目が9月に実施されている。この最後の訪問のときに、世界銀行からの最終報告が同委員会に提出された。民営化委員会はこの間、世界銀行チームと綿密な打合わせを行なうとともに、最終報告をうけとったのちには、政府に対する同委員会からの勧告を準備するため何度も会合を重ねたという。民営化委員会からの勧告が内閣に提出されたのが1994年1月で、閣議は同30日にこの勧告について協議を行なった。

民営化委員会が内閣に提出した勧告は、世界銀行およびクウェート計画省の用意した事実・数字にもとづきながら、クウェート経済に対する処方箋を描いたものであり、世界銀行の報告書の提案の大部分を受け入れるよう薦め⁽⁷⁾ている。以下、その勧告の内容についてこまかくみてみよう。

1. 世界銀行報告書

(1) 財政赤字の原因

クウェートの国家予算の巨大な赤字は投資収入および石油収入の減少をおもな原因とする。財政赤字は歳入の増加、あるいは支出の抑制のいずれかをとおして削減されねばならない。

(2) 政府部門の肥大化

クウェート経済が直面している問題の中には政府と民間部門間の給与格差がある。1992年における総労働人口は73万986人で、そのうち14万5712人が政府部門に雇用されている。しかし、クウェート人についていえば、極端に政府部門に集中しており、政府部門の労働人口の71%，つまり10万3105人がクウェート人である。一方、民間部門の総労働人口、54万8354人のうち、クウェート人の占める割合はわずか1.5%にすぎない。政府部門におけるク

ウェート人の給与は同じ仕事の外国人労働者の2倍に達している。

現在政府はすべてのクウェート人に対して雇用機会を保証しているが、この慣習はやめるべきである。民営化の結果、クウェート人公務員の数は最大2万人減少する。そのうち1万5000人は民営化された（旧政府系）企業に雇用され、残りの5000人が失職する。この5000人は大部分が早期退職等で離職することになる。

(3) 公共サービスと補助金

電話や電気など公共サービス料金が低すぎる。たとえば1989年、電気部門において政府が支払った1人当たりの補助金は年間500ディーナールにもおよぶ。こうした補助金は廃止されなければならない。消費者には補助金を附されたサービスを提供するより、現金を与えるべきである。消費にもとづいた価格設定を徐々に導入すべきであるが、低所得者層に配慮する必要がある。

(4) 政府資産

政府部门および国営企業における政府資産は36億2200万ディーナールで、内訳は電気部門が22億ディーナール、通信部門が2億ディーナール、クウェート航空（KAC）が4億2200万ディーナール、クウェート投資庁（KIA）所有の企業62社が8億ディーナールとなっている。

2. 民営化委員会勧告

(1) 民営化事務所

民営化実施のための権限をもった財政省直轄の政府機関、「民営化事務所」を設立する。民営化される国有部門および国営企業は第一段階としてまず民営化事務所に所有権が移転され、同事務所はその所有権移転を監督する。民営化事務所は移転に適当な期日を決定する権限を有する。また同事務所は民営化される部門の法人化に必要な措置を実施するとともに、商業ベースでの

経営に責任をもち、株式会社への移転を行なう。さらに国営企業の資産価値を評価し、購買・投資希望者と交渉を行ない、関係当局と協力して、民営化法、調整委員会法(Regulatory Commission Law)を準備し、既存の商法、経済関連法の改定・修正を行なうのも民営化事務所の任務である。事務所のスタッフは10名程度で、必要ならば、投資、法律、広告、会計等の会社の助けをもとめることができる。

(2) 民営化法と調整委員会法

民営化のプロセスに必要な法律、とくに民営化を開始するための新法、民営化法と調整委員会法の2法を準備する。

民営化法は民営化される部門の資産を民営化委員会に移転するものであり、これら部門を運営するのに必要な手続きをつくり、必要な企業を創設し、国有財産をこれら企業に移転する。この法律により民営化事務所はこれら企業におけるすべての政府資産を市場価格でクウェート人および外国人投資家に売却する権限を与えられる。ただし、政府がその所有権をクウェート人のみに限定した場合には外国人投資家に売却することはできない。

調整委員会法は、通信、水、電気など当然独占が予想される部門において価格決定に責任をもつ独立した調整機関を創設するためのものである。消費者を保護し、投資家に適当な利益を保証しながら、すべてに対し公正な取引を確保するためにも独立した機関が必要となる。

さらに既存の商法、会社法、公社法、入札法、その他財政関係の法律や規則を改正しなくてはならない。その目的はこれらの法を簡素化し、欠点を修正することである。このなかには所有権・著作権・商標・マイノリティーの権利保護などが含まれ、会社所有のための新しい条項をくわえて非クウェート人がクウェート人スポンサーなしで投資したり輸入したりできるようにする。

(3) 国営企業の民営化

以下の国有部門を民間部門に移転する。

(a) 電話・通信

最良の戦略は通信省の資産を民間会社に移転し、それからその株式を売却する方法であるといえる。だが、通信省は、通信部門民営化法の発布によりその業務とともに存続させるべきである。ただし、通信省が民営化委員会の勧告と矛盾するような措置をとることは許されない。また同分野で別の企業が営業を行なうことを禁止する制限ももうけてはならない。

(b) 電気・水

この部門の資産は新会社に移転し、その後株式を市場価格で投資家に売却する。新会社は調整委員会によって設定された水準までサービスの料金を調節することが許される。

(c) クウェート航空 (Kuwait Airways Corporation: KAC)

すべての株式は市場価格で売却されなければならない。ただし、ナショナル・フラッグとしての政治的配慮から少なくとも株式の25%はクウェート国民に売却することとする。

(d) クウェート公共交通公社 (Kuwait Public Transport Corporation: KPTC)

世界銀行によって提案されたように、ひとつの企業として存続させ、その後全株式を市場価格で売却する。

(e) 石油部門

クウェート石油公社 (Kuwait Petroleum Corporation: KPC) のパフォーマンスを改善し、収益性をあげなければならない。同公社の、生産にかかわらないすべての子会社を、プロジェクトの戦略的重要性をそこなわないよう配慮しながら民営化する。対象となる会社としては、クウェート石油タンカー会社 (Kuwait Oil Tankers Company: KOTC)、クウェート海外石油採掘会社 (Kuwait Foreign Oil Exploration Co.)、クウェート国営石油会社 (Kuwait National Petroleum Company: KNPC) によって運営されている給油所、クウェート航空燃料会社 (Kuwait Aviation Fueling Company)、サンタフェ (Santa Fe)、クウェート石油化学会社 (Kuwait Petrochemicals Co.) の新規プロジェクトなどがある。

世界銀行はクウェート石油公社の25%とクウェート国営石油会社を売却すべしと提案したが、両社の戦略的重要性にかんがみ、同提案は却下する。

(f) 港湾

クウェートの港湾を15年間にわたりリースするとの世界銀行の提案は却下する。大部分の港湾サービス（貨物の積降ろし、輸送、通関等）はすでに民間部門があつかっており、現時点で港湾を民営化する必要はない。ただし、港湾の民営化は、将来シンガポールやロッテルダムなどの支援を得たうえで法人化すれば、実施可能となる。

(g) 保健部門

保健省からの提案にあるようにまず、第一段階として健康保険庁を創設する。政府は医療サービスの費用を同庁に支払うことになる。次の段階では、民間の保健機関の参入が許可され、政府は健康保険庁および民間保健機関に医療費を支払いつけながら、健康保険庁の民営化につき検討する。さらに民間による公立病院や医療センターの経営についても検討すべきである。

(h) クウェート投資庁所有企業

クウェート投資庁は62の地元企業の株式を所有しており、そのうちの45社の株式は証券取引所で売買されている。同庁は23の企業で株式の50%以上を所有しており、その資産は8億ディーナールと見積もられている。これらの企業は市場の動向を考慮しつつ、1996年までに民営化されるべきである。ただし、Flour Mills and Bakeries Co. のような戦略的重要性のある企業数社についてはクウェート投資庁が所有権を保持する。クウェート投資庁が株式を売却するにあたっては投資信託会社 Mutual Funds、入札による直接売却(500万ディーナールまで)、株式の上場の3つの方法で行なう。

(4) 政府所有株式

一般的には公共部門の民間部門への移転はすべての政府所有株式を市場価格でクウェート人および外国人投資家に売却することにより行なわれる。政府は、短い移行期間をのぞいて、株式を所有すべきでない。しかし、政治

的・社会的・経済的配慮から、クウェート石油公社およびその関連企業のような会社はこのルールから除外される。

(5) 海外からの投資

海外からの投資やマネージメントの導入は効率性と業績を改善する適切な方法といえる。しかし、政府は、戦略的重要性をもつ産業においてはいわゆるGolden Shareを利用することができる。ゴールデン・シェアとは政府に対し過半数の株式を所有していくなくとも政策を拒否したり、認可したりする権利を与えるものである。

(6) 広報活動

民営化プロセスの目的については投資家のみならず一般の人びとに対しても充分に説明しておく必要がある。そのためには広告会社に依頼するのも一考だろう。

(7) 労働力

民営化の結果労働力のだぶつきが発生する。多くの被雇用者が低賃金とインセンティヴのなさのため新会社にうつることを拒否するかもしれない。民間部門は、需要と供給の理論にまかせて労働市場を自由化し、外国人にかえてより多くのクウェート人を雇用すべきである。官民の賃金格差は公務員の給与の増加を停止させ、自動的な昇進を中止することによって縮小する。

また条件を満たした公務員を定年退職させ、余剰労働力に対しては定年年齢を引き上げ、また民営化される可能性の高い部門への配属を制限するよう勧告する。

(8) 補助金

世界銀行は、補助金について、完全に撤廃するか、あるいは補助金のかわりに現金を支給するか、また数年単位で徐々に削減していくべきだと勧告し

たが、民営化委員会はこの勧告を受け入れる。しかし、これによって低所得者層が影響を受けないよう規制しなければならない。いずれにせよ、あらゆる補助金および政府補助については詳細な検討を必要とする。

(9) その他

民営化委員会は内閣に対し、民営化に関する同委員会の勧告を承認し、政府部門の民営化に正式な許可を与えるとともに、民営化開始に必要な法律・規制を整備して民営化事務所の設立を認可するよう要求する。

第4節 公共サービス料金の導入

民営化委員会の政府への報告書は近未来のクウェートの青写真といえる。また、クウェートおよび世界をとりまく現状を考慮したうえで、世界銀行とクウェート政府内の「財政関係者」がえがくひとつの「理想像」でもある。小さな政府、効率のよい民間企業といった従来のクウェートからは想像できない姿がここにはある。むろん、これでもまだ不充分であるという人も存在する。たとえば、1994年4月に行なわれたクウェート初の民営化に関する公開セミナーで、スアード・スバーフは、世界銀行でさえ躊躇した、クウェートの石油部門の全売却を提言した。石油省を廃止し、クウェート石油公社を完全民営化するというのである。また彼女は「クウェート経済の再構造化は政府の直接管理の時代の終焉を意味するとともに、政府各省庁の役割と責任⁽⁸⁾を再考することを意味する」と主張している。

たしかに彼女の議論は例外的であるが、この議論に象徴されるように、民営化はクウェート経済を根底から変質させる性格のものといえよう。

もうひとつ、クウェート経済の構造を激変させる論議がある。すなわち公共サービスの有料化あるいは値上げである。これは、前述のように戦前から議会で討議されており、かならずしも新しい議論とはいえない。だが、戦後

はより切迫した財政情況のもと、より大きな実現の可能性をもったテーマとして、民営化とともに財政赤字解消の切札として再び浮上してきたのである。

この公共サービス有料化あるいは値上げの議論を引っ張ってきたのはあきらかに財政省であった。財政省を中心に電気水省、通信省など公共サービスを担当する省庁のメンバーで「経済改革開発最高委員会」が形成され、これが公共サービスの有料化あるいは値上げ、さらには税金の導入といった問題を議論しているといわれている。

非常におもしろいのは民営化が世界銀行の勧告を叩き台にして議論をすすめているのに対し、公共サービスへの課金の是非は同じような国際機関である国際通貨基金IMFの報告書をもとにしていることである。ちなみに、このふたつの作業はほぼ同時期に並行して行なわれている。

国際通貨基金の使節団は1993年にクウェートを訪問し、クウェート経済に関する詳細な調査を行ない、次のような報告をまとめている。

① 教育

1992/93会計年度の公共支出のなかで教育費は13%を占めており、生徒1人当りの年間の政府支出は約1400ディーナールにもおよんでいる。政府は公立学校の経費をすべて支出しているにもかかわらず、一部の親は子どもをレベルの高い私立学校に入れている。このことは政府が教育に一定の料金を課してもかまわないことを示している。

Secondary School（日本の高等学校に相当）以上については有料化すべきであるが、貧しい学生についてはこのかぎりではない。また教育におけるさまざまな施設、奨学金を制限すべきである。

② 保健

政府は医療サービスについて莫大な費用を支払っており、これらサービスはほとんど無料で提供されている。医療サービスの1人当りの費用は1975/76年の47ディーナールから1988/89年の106ディーナールと増加している。無料の医療サービスを提供することによって、サービスの水準は改善されなくなっている。

病院の個室の費用についてはただちに値上げすべきであり、公立診療所にかよう場合も名目上でかまわないから有料化すべきである。医薬品も患者が支払うべきであり、公立病院は予防医療のみに専念し、治療は民間の病院にまかせる。また健康保険機構の設立が必須である。

③ 通信

電話の設置費用を値上げし、国内通話および電話に関する各種問合わせも有料化する。利用者は年30ディーナールを支払えば、年間で5000回は無料で国内通話ができる、それ以上は1回、10フィルスかかるようにする。また問合せも1回10フィルスにする。これによって利用者は毎日約14回無料の電話がかけられる。

④ 電力・水

短期的には消費にもとづいて使用料を徐々に値上げし、長期的には実際のコストにみあう料金を徴収するようにする。

⑤ 新税の導入

燃料の販売に対し小額の消費税を導入し、一部輸入品に課税する。

⑥ 補助金

食糧の輸入および建築資材に対する補助金を廃止する。また石油製品に対する補助金も中止する。

⑦ 住宅

住宅購入に対する寛大なローン提供など政府の住宅政策を見直す。

⑧ 賃金

人件費がこのままチェックなしに肥大していくれば、甚大な結果をもたらすことになる。政府部門における就職を凍結すれば、今後2年間は現行のレベルをたもつことができる。またクウェート人公務員の定年年齢も再考する必要がある。

⑨ 軍事費

現在の軍事費はGDPの24%を占めており、これは明らかに大きすぎるので、適当な規模にまで圧縮すべきである。

⑩ 外国企業に対する課税

外国企業に対する限定的な課税政策は改革すべきであり、所得税を開始し、ホテル・レストラン・保険・娯楽施設にまで課税を拡大するとともに、不動産税の可能性も検討しなくてはならない。

⑪ 関税

関税を現行の4%から10%にあげ、GDPの1.5%まで上昇させる。また自動車に対する関税を25%にあげ、すべての原材料および資本の輸入に対する免税措置を撤廃する。さらに空港税を現行の2ディーナールから5ディーナールに値上げする。

この国際通貨基金の提案に対し、財政省は若干の留保はつけたものの、大筋で承認することになった。留保点はたとえば、以下のような点である。

①薬に対する料金は実際のコストの20%以内とする。また、低所得者層に影響を与えないよう、私立病院だけでなく公立病院でも一般の治療を行なう。

②電気・水料金については、いくつかのカテゴリーを導入する。また、産業用の電気料金は産業振興のためにも低くおさえる。

③燃料に対する消費税および輸入品に対する新税の導入に関するIMFの勧告は拒否する。かわりに燃料に対する補助金を廃止し、価格を他のGCC諸国とあわせる。課税するより、人びとにサービス分の価格を負担させる。

④食糧品の輸入および建築資材に対する補助金は1000万ディーナールにすぎず、廃止する必要はない。ただし、石油製品に対する補助金は廃止する。

⑤人件費の問題については大筋でIMFの勧告を受け入れるが、クウェート人新卒者に対しては限定的な例外措置をとるべきである。

⑥軍事費の削減については、それが安全保障および治安上の必要に影響を与えないかぎり、受容する。

⑦現行の所得税を再検討し、欠陥があれば修正する。

- ⑧関税は10%前後にまであげ、さらに奢侈品などには高額の関税をかける。
自動車に対する関税は現行の一律4%から排気量によって小型車は11%、大型車は15%まであげる。
- ⑨免税措置の廃止については実施前に慎重に検討する。⁽⁹⁾

第5節 有料化・値上げの過程

クウェート政府は世界銀行と国際通貨基金というふたつの国際機関からの勧告をけっして別個のものと考えているわけではない。それらは財政赤字問題解決のための選択肢ではなく、両方を同時並行的に実施していくべきものと認識しているようである。だが、このふたつの方法は一方で市民に対し多大な犠牲を強いる結果となる。誰かが犠牲にならなくてはならない政策は洋の東西を問わず、なかなか実施しづらいものだ。まがりなりにも選挙で選ばれた議会をもち、報道の自由がある社会ではなおさらである。とくにクウェートでは民営化あるいは新税の導入に不可欠な法律・規則が不備であり、政府がこれらの政策を実施するためにはどうしても議会の審判を受けなくてはならない。たとえば、医療サービス有料化の議論では政府と議会のあいだで次のようなやりとりがあった。

クウェートの国立医療機関では無料でサービスが受けられるることはよく知られた事実である。このことはクウェートの多数を占める外国人にとっても同様であった。しかし、外国人にかぎっていえば、一部のサービスはすでに1993年4月18日から有料化されてしまっている。この政府の措置には議会や市民から大きな反対が起きたが、結局押し切られ、入院費、検診費、放射線・X線テスト、義肢の費用などが有料化されてしまった。

けれども、これに対して1994年7月25日、国民議会の保健労働委員会は外国人に対する医療サービス有料化を「健康保険機構」が設立されるまで中止するとの法案を採択したのである。じつはこれにはきっかけがあった。この

法案が提出される少し前、腎臓病で苦しむ外国人労働者のひとりが透析を受けられずに、死亡するという事件が発生した。腎臓透析は非常に高価で、平均週3回の透析を受けるとすると、月300ディーナール程度が必要になる。外国人労働者はこの費用を支払うことができずに死亡したのである。

国民議会保健委員会のハージェリー委員長はこの事件に関連して、政府が医療費有料化につながる政策を継続しようとしたのはまちがっていると述べ、同委員会が検討している「健康保険機構」の重要性を指摘している。同委員長によれば、健康保険機構は濫用されがちな医療サービスを合理化し、さまざまな医療サービスにおける仕事を組織化し、発展させてくれるという。

1994年初頭に経済改革開発最高委員会が健康保険機構の設立を認可してから、国民議会は同機構について検討をつづけている。当り前の話だが、健康保険機構が設立されないうちに、医療費を値上げしたり、有料化したりすれば、一方的に市民の負担を増加させるだけだ。多くの人びとがそう感じているにもかかわらず、政府と議会のあいだで議論がかみあわないでいるのは、クウェート政府自体、この機構の設立にあたってどういった手順で行なえばいいのか、何ら具体的なイメージをもっておらず、それを批判する議会のほうもどうこれにとりくんでいいのかまさに暗中模索の状態であったからである。

この問題で追求されて旗色が悪いとみた政府は今度は、医療サービスの有料化の問題は健康保険機構と無関係であるとする戦略に出る。ムハイラーン保健相は、医療費は他のすべての政府サービスへの課金の問題と同じように検討されると述べた。だが、この作戦もうまくいかなかった。

1994年12月、アブドゥラフマーン・ザイド保健省技術担当次官補は「医療サービスの有料化は健康保険機構設立のための序曲として行なわれる。有料化は支出を合理化するためであり、救急医療に対しては適用されない」と述べ、戦略転換をはかった。歳入増のために国民に対して負担を強いるならば、まず政府みずからが率先して血を流すべきであるという議会の反発をかわすためである。

実際のところ、クウェートでどれぐらいの医療費が無駄についてやされてい

るかはわからない。けれども、前出のザイド次官補によれば、「クウェートの公立病院には毎日4万人以上の患者がやってくるが、そのうちの多くはほとんど治療の必要なものばかりである。一定額の有料化はこうした治療を必要としない人たちが病院にくるのを防いでくれる」という。⁽¹⁰⁾

1994年4月、国際労働機構ILO、および世界保健機構WHOの専門家は、もしクウェート政府がこのまま無料の医療サービスを提供しつづければ、サービスそのものの低下をまねくと指摘し、早急に健康保険機構を設置し、医療サービスを有料化すべきであるとの勧告を出している。その勧告による、世界でこれほど無料の医療サービスを提供しているのはクウェートだけであり、象徴的な額でもかまわないので、料金を徴収すれば、結果的にはサービスの質の向上につながることになるという。

1994年11月、保健省は再度、外国人労働者に対する医療サービス有料化の勧告を内閣に諮った。前回、議会からさまざまな批判が噴出したのを反省して、今度は、慢性病、救急医療、そして予防医療については無料のままにしている。この勧告はとくに形成外科や個室の病室など贅沢品を標的にしたものであるが、若干の例外をのぞいて、クウェート人は無料のままであることはいうまでもない。クウェート社会のなかのもっとも脆弱な部分を狙い撃ちした政策である。

一方、医療費とならんで国庫を圧迫しているのが、電気や水道料金である。1994年4月、アウン電気水相は、通常以上に消費するものに対し電気・水料金を倍増させる計画を立案中であることを明らかにした。同相もまた、この値上げが異常な消費量を抑制するのが目的だといっている。

ところがその舌の根もかわかぬ翌5月、アウン電気水相は、電気料金をあげるつもりも、また電気に対する政府の補助金を削減するつもりもないといいだした。同じことは7月に電気水省のムタイリー広報課長が確認している。

しかし、11月になるとまた、話が逆転する。電気水省は料金値上げに関する調査を提出したとの報道が現れた。経済改革開発最高委員会がそれについて検討し、近いうちに値上げの決定を行なうというのである。アウン電気水

相は、電気および飲料水の生産コストが急激に上昇したことを理由としてあげるとともに、すでにこのふたつが政府の莫大な補助金を受けていることを指摘した。それによると、1キロワット時の生産コストは約15フィルスかかっているのに、消費者にはわずか2フィルスで売却されている。水もまた1000ガロン当たり300フィルスで売られているが、実際の生産コストはそれよりもはるかに高いのだ。また電気水省は値上げ申請とならんで、消費量によって利用者をいくつかの種別にわけることについての調査報告を内閣に提出している。

第6節 犠牲

公共サービスの料金値上げ、あるいは有料化については再三にわたって、その最高責任者であるロウダーン財政相みずからが実施の確約を行なっている。たとえば、1994年12月13日、ロイター通信のインタビューに答えて次のようにいっている。

内閣は西暦2000年に財政赤字をゼロにする目標を設定している。これは単なる目標や希望ではない。目標達成のためにいくつかの措置がとられている。

われわれはこのプログラムにもとづいて毎年2億5000万ディーナールから3億ディーナール、予算を削減していこうとしている。

公共サービスの多くはほとんど象徴的ともいえる価格で、莫大な補助金をつけたうえで、提供されている。現時点では税金を導入することは考えていません。⁽¹⁾

ここで標的になっているのは明らかに公共サービスの有料化あるいは料金値上げである。財政赤字削減のためにはこれがもっとも手っ取り早い政策で

あるとかれらが考えるのも無理はない。ロウダーン財政相らクウェート財政当局にとっては公共サービスに対する国民負担の引上げは現実問題であり、あとは「いつ」ふみきるかというタイミングの問題だけが残されているのだ。かれらにいわせれば、公共サービスの値上げ、あるいは有料化の目的は增收ではなく、サービスの質を向上させ、政府負担を軽減することにある。かつてクウェートは高福祉国家として数多くの便宜を国民に提供してきた。だが、国民はそれらがこれ以上継続できないことを認識しなければならない。クウェートはこれまで「次世代基金」の投資収入で財政赤字を補填することができた。だが、今後はそれもできなくなる。赤字補填のためには資産をとりくずさざるをえず、それだけはぜひとも避けなければならない。政府は財政状況改善のため、無駄な支出を削減し、富裕層および大企業に対する課税を検討している。だが、これによって低中所得層の生活が脅かされることはない。公共サービス料金徴収の主目的は、かれらによれば、国民に責任意識をうえつけることにある。

前述のとおり、一部のサービスについてはすでに値上げがはじまっており、個々の省庁からの提言、調査報告というかたちで値上げや有料化の話がもれてきている。だが、統合的なかたちでの一斉値上げ、有料化は現時点では考えづらい。国民議会の反対があるからである。政府は民営化にしろ公共料金の問題にしろ国民議会のコミットを約束しており、国民議会の承認なしに値上げや有料化を行なうことではないと約束している。

しかしながら、政府はかならずしもこの約束を守っていない。少なくとも国民議会はそう考えたようだ。政府が矢継ぎ早に値上げ・有料化政策を発表するのに対し、国民議会は拒否の姿勢を鮮明にしていく。1995年4月、10人の議員が、政府や関係省庁は議会との相談なしに恣意的に公共料金の値上げを行なっていると非難し、いわゆる「公共料金凍結法」案を提出したのである。これは2つの法案からなり、政府の公共サービス料金を1995年1月1日現在のものに凍結し、公共サービスを有料化したり、既存のものを値上げする場合にはかならず法律を制定しなければならないと規定するものであった。

つまり、いかなる有料化、値上げも議会の承認が必要だということである。そのさい、かれらが根拠にしたのは憲法第134条であった。第134条は次のように規定している。

税金の制定、改正、廃止は法律によって行なわれなければならない。法律でさだめられた場合をのぞき、いかなるものも、すべてであれ、一部であれ、その支払いを免れることはない。また、いかなるものも、法律の範囲をこえて、それ以外の税金や料金、費用を支払う必要はない。⁽¹²⁾

むろん政府はこれに強く反発する。政府は、行政府のみが公共サービスに料金を課す権能を有していると主張し、公共料金は税金とは異なる、したがって2法案は違憲であるとの見解を示した。しかし、国民議会の財政経済委員会から審議を託された司法委員会は2法案が完全に合法で憲法にのっとっているとの判断を下す。8月5日に議会に提出された報告書で、同委員会は全会一致で、公共サービス料金を税金だとみなし、国民議会の承認を経ずに新たに導入された料金は憲法違反であると主張したのである。しかも、そこには1981年11月10日、ファトワー・立法局が教育省の課した料金に対して示したファトワー（宗教判断）をそえるという念の入れようであった。2法案は8月16日に議会を通過した（1995年法律第79号）。出席議員35名中、賛成⁽¹³⁾は32名、棄権3名で、反対はいなかった。

アブドゥルアジーズ・ダヒール国民議会担当国務相（官房長官）は法案成立の16日、内閣が20日にも同法案について協議を行なうと発表した。議会がこの法案を緊急なものとしていたからである。

内閣は結局、20日に開催された週の定例閣議で同法案を、やれ憲法違反だ何だとごねていたわりにはあっさりと承認してしまった。翌日にはジャービル首長の認可もうけて、27日には官報*Al-Kuwayt al-Yawm*に掲載され、法案は正式に法律として発効する。この法律は、1995年以降に政府によって導入された、あらゆる公共料金を、官報掲載後1カ月以内、つまり9月27日ま

でに廃止するというものであった。したがって、1995年9月27日をもって、クウェートの公共料金のシステムは1994年12月31日の段階に後退することになったのである。

もちろん、ほとんどの官公庁が必要に応じて、そのサービスに対する料金を値上げしたり、新たに導入したりしているのだから、それをいきなり廃止しろといつてもなかなかむずかしい。とりわけ、内務省はこの法律にかなりの抵抗を示している。値上げ廃止の期限がせまった9月25日、アリー内相は、内務省の導入した料金を廃止することに関し、いかなる決定も行なわれていないと発言し、同法を無視する姿勢を示した。⁽¹⁵⁾ 内務省は1995年、外国人労働者の家族居住許可費用 family residence fee として年間60クウェート・ディーナールという新料金を導入し、かわりに悪名高きサラリー・キャップ制度を廃止していた（外国人労働者が母国から家族を呼びよせる場合、政府部門に勤務するものは450クウェート・ディーナール、民間部門に勤務するものは600ディーナール以上の収入がなければならないとするもの）。内務省は、家族居住許可費用は公共料金のなかには含まれず、したがって廃止の対象にはならないと主張した。これについてはむろん議会側から鋭い批判の声があがる。たとえば、アリー・バグリー議員（元石油相）は「家族居住許可費用をめぐる法律論争は政府内の混乱を反映している。公共料金凍結法は完全に家族居住許可費用に⁽¹⁶⁾も適用され、これはただちに廃止されなければならない」と述べている。すべての官公庁がぞくぞくと旧料金にもどり、周囲からの圧力が強まっていた10月2日になってようやく、アリー内相は、同日づけで1995年中に導入された全料金を廃止し旧来の制度にもどすことを宣言した。けれども、同時にサラリー・キャップ制度も復活させてしまう。この動きに対しても議員たちは強く反発する。内務省批判の急先鋒だったミシャーリー・オセイミー議員は、内務省の決定は不必要どころか、むしろ後退であるとし、「これは内務省の傲慢さのあらわれであり、こんなことは長続きしないだろう。たとえ国民議会による立法が必要であるにしても、サラリー・キャップ制度は廃止しなければならないし、政府は外国人労働者の家族の問題に干渉すべきではない。

このシステムのせいで（外国人が家族を呼びよせることができないので）クウェートは男性ばかりの社会になってしまった」と語った。⁽¹⁷⁾

国民議会は民営化に関してはそれほど大きな反対をみせていないが、公共料金の問題についてはかなり強く反発している。ひとつの理由として、1996年に選挙が控えていることがあげられる。もしそうだとすると、公共料金値上げの問題は来年の選挙まではなかなか進まないということになる。

一方、税金の導入についてはどうだろうか。政府は、税金が公共料金値上げ、あるいは導入の次にくるべきものであるとの認識をもっているようだ。これに対し、国民議会財政委員会のイスマーイール・シャッティー委員長は、1994年6月、特別チームを編成して課税するための法案を準備していることを明らかにした。同チームは、クウェート大学法学部の税法の専門家であるイブラーヒーム・ハムード博士を長とするもので、憲法および税金の専門家からなっており、6月19日にキックアップ・ミーティングを行なった。

シャッティー委員長は『ディーラ』誌のアーデル・ザワーウィー編集長の⁽¹⁸⁾ディーワーニーヤでこの問題について、次のようにいっている。

税金が国家予算のわずか9%しか占めていないのは不自然である。クウェートは石油以前には実質的に税金の徴収を行なっていたことを思い出すべきだ。税金は不人気なテーマであり、政治家は避けようとしている。われわれは税金を課することを恐れていない。

この発言は、議会と政府が税金について同意していることを示す最初の公的な発言であり、その意味ではきわめて重要なものである。しかし、彼の意見がかならずしも議会の大勢を占めているわけではないことは指摘しておいたほうがいいだろう。なおシャッティー委員長自身は、1993年11月には「経済の回復のためには、税金を課すよりも通商を拡大するほうが望ましい」といって、世界銀行や国際通貨基金の処方箋を批判する発言を行なっている。⁽¹⁹⁾

おわりに

巨大な財政赤字が何年もつづいているにもかかわらず、政府も議会も、そして国民もこの問題を真剣にとりあつかわなかったのには理由がある。クウェートの歳入の大部分が石油収入であることはすでに述べた。だが、その財政収入のなかにはじつは1000億ドルにのぼるともいわれる海外資産からの投資収入が計上されていなかったのである。この投資収入がクウェートに見かけの数字以上の財政的な余裕を与えていたのはいうまでもない。

湾岸危機・湾岸戦争にかかる支出および不正投資などの失政により1000億ドルの海外資産は一気にとりくずされ、現在は200億ドル程度にまで激減したといわれている。

この困難な状況のなかで、政府は西暦2000年までに財政赤字をゼロにすると豪語している。政府はそのために国際通貨基金や世界銀行といった国際的な機関に対策を打ち出すことを要請した。経済システムのような国家の根幹をなすグランドデザインを他人にまかせるというのはいかにもクウェートらしいが、政府もまた議会も大筋でこれを認めることになった。ここに描かれた未来のクウェートはかつて世界の羨望を集めた姿とは大いに異なるものである。

人びとの多くは民間企業で働き、収入に応じた税金を払い、医療や教育に對しても正当な対価を支払う。長期間の休暇や出張に出るとき、ただ観葉植物をまもるためだけの理由で、エアコンをつけっぱなしにはできなくなる。電話も国内通話が有料化されれば、頻繁ないたずら電話や冗長な長電話も減るだろう。企業同士の競争だけでなく、企業内、政府内でも競争が生まれ、ただクウェート人だというだけで安穩としてはいられなくなる。学生たちも政府や有力企業に就職するためには懸命な努力が必要である。

政府も湯水のように金を使うことはできない。無駄をはぶき、効率的な行政をめざさんだろう。こうした適正な競争や省力化が結果的にはサービスの質

を高め、経済システムの効率化を促す。

民営化と自由化を金科玉条とする国際通貨基金や世界銀行の教科書的な政策をクウェートがほんとうに実行可能かどうかはわからない。だが、これが湾岸諸国のめざすべきひとつの方向であることはうたがいえない。立憲君主国家として、その選択はクウェート国民の手にゆだねられている。

現在、政府は、財政当局を中心にこの未知の「ふつうの国」を実現させるべく懸命に動いているところである。そして、国民議会はそれを阻止すべく必死の抵抗をみせている。この図式は、クウェートをとりまく情況が悪化すれば悪化するほど、政府側に有利に展開する可能性が高い。だが、議会もそうやすやすと政府の独走を許すとは思えない。何しろ議会には予算という人質がいるからである。

日本経済がクウェートの経済開発のモデルになりえないのは多くのクウェート人がとうの昔に気づいていた。そして、一時期、金融国家を目指し、ベイルートやシンガポールを目標に設定するが、これもなかなかうまくいかない。すでにクウェートはドバイにはなりえないと諦観の声も出はじめており、きたるべき「ふつうの国」において国民の一人ひとりが何らかのかたちで血を流す覚悟が必要になってきている。

〔注〕

- (1) 1989年末からはじまった民主化要求運動の中心は1986年議会の議員であり、かれらは主として同議会の再開を政府に求めていた。一方政府側は翌1990年、国民評議会という立法権をもたない大政翼賛会的な擬似議会の選挙を行なうことで、批判をかわそうとしたが、旧議員の大半はこの選挙をボイコットした。国民評議会の詳細については、花田久美子「民主クウェイトの回顧と展望——国民評議会選挙顛末記」(『トルコ文化研究』第5号 1991年) 50-57ページを参照。
- (2) 選挙結果の分析については、拙稿「クウェイト1992年国民議会選挙結果——分析と今後の展開」(『中東研究』第372号 1992年10月) 4-17ページ参照。
- (3) スーク・マナフ事件についてはすでに数多くの著作が書かれている。とくに書籍では Fida Darwiche, *The Stock Exchange Crash: The Rise and Fall of the Souq al-Manakh*. London: Croom Helm, 1986 / Marwan Iskandar, *The Cloud*

- over Kuwait.* New York: Vantage Press, 1991 / Haidar Hassan al-Jumah, *The Kuwaiti Stock Market Crisis.* n. p., 1986などが参考になるだろう。
- (4) "al-Qabas Tanshur al-Nuṣṣ al-Kāmil li-Taqrīr Dīwān al-Muhāsaba 'un al-Istithmārāt," *al-Qabas.* June 16-21, 1993.
 - (5) Sa'ud al-Farhān wa Aḥmad al-Qurayshī, "Shaykh Sa'd: al-Khaṭar əl-'Irāqī qā'im," *al-Seyassah.* October 10, 1995.
 - (6) Jill Crystall, *Kuwait: Transformation of an Oil State.* Boulder: Westview Press, p.55.
 - (7) Hamed Bouyabes, "Kuwaiti Cabinet Advised to Accept World Bank Recommendations on Privatisation: Yeah...Sell Everything," *Arab Times.* February 1, 1994.
 - (8) Ahmed M. Quraishi, "Activist Shocks with Call for Oil Sector Sell-off in First Privatisation Debate," *Arab Times.* April 5, 1995.
 - (9) Hamed Bouyabes, "Kuwait Convinced 5-year Transition Enough to Nurture Climate for Taxation: Pinch-by-Pinch Approach Agreed," *Arab Times.* September 27, 1993などを参照。
 - (10) "Health Charges to Precede Insurance Scheme: Al-Zaid," *Arab Times.* December 11, 1994.
 - (11) Inal Ersan, "Kuwait Plans 1995/6 Budget Cuts," Reuter, December 13, 1994.
 - (12) Idāra al-Fatwā wa al-Tashrī'i, Majlis al-Wuzarā', *al-Dustūr al-Kuwaytī.* Matba'a Hukūma al-Kuwait, p.35.
 - (13) 'Abdulmuhsin Jum'a, "'al-Tashrī'i Tu'akkid: Lā rusūm ilā bi-Qānūn,'" *al-Qabas.* August 6, 1995.
 - (14) 'Abdulmuhsin Jum'a, "Majlis al-Umma Yuqirr Ta'dil Qānūn al-Madyūnīyat," *al-Qabas.* August 7, 1995. この記事でもわかるのだが、議会内ではこの公共料金凍結法についてほとんど議論が行なわれていない。この法律があくまで政府への対抗策だということがわかる。
 - (15) "Family Fees Test 'Freeze Law,'" *Arab Times.* September 26, 1995.
 - (16) Ahmad M. Quraishi, "Family Fees in 'Freezer'-MPs Say KD60 Must Go," *Arab Times.* September 28-29, 1995.
 - (17) Lima Khalafawi and Ahmed M. Quraishi, "MPs Say Cap Revival Reflects 'Arrogance,'" *Arab Times.* October 4, 1995.
 - (18) Ahmed M. Quraishi, "Shatti Primes Pump for Taxation; Experts Meet to Draft Tax Law; Public Urged to Accept Sacrifice," *Arab Times.* June 23, 1994.
 - (19) "Kuwait MP Urges Service Growth, Dislikes Tax," Reuter, November 23, 1993.